

JEES奨学金 令和5年度採用者用スケジュール —支給終了後および令和6年度の奨学金支給に係る諸手続き—

【令和5年度採用者用】

下記スケジュールをご確認の上、「A. 学校担当者が作成する書類」および「B. 奨学生本人が作成（用意）する書類」を期日までに本協会へご提出ください。
「B. 奨学生本人が作成（用意）する書類」も含め、全ての書類は学校ご担当者にてお取りまとめいただき、学校毎に本協会へご提出ください。

JEES留学生奨学金（修学・少数受入国）

■A. 学校担当者が作成する書類

期日* (注1)	対象	内容	手続きの方法
令和6年3月4日（月） ～令和6年4月15日（月） ※上記期間内にご提出ください。 最終〆切：令和6年4月15日（月）	令和6年度前期（令和6年4月～令和6年9月）の間に奨学金の支給を受ける奨学生がいる全ての学校	・令和6年度前期（令和6年4月～令和6年9月）分『JEES奨学金 支給申請書（様式1）』提出* (注2)	各学校→JEES 【Boxに提出】
令和6年4月末日	令和5年度中（令和5年4月～令和6年3月）に奨学金の支給を受けた奨学生がいる全ての学校	・令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）分『JEES奨学金 実績報告書（様式2）』提出* (注3)	各学校→JEES 【Boxに提出】
令和6年5月20日（月）	令和6年度前期（令和6年4月～令和6年9月）の間に奨学金の支給を受ける奨学生がいる全ての学校	・令和6年度前期（令和6年4月～令和6年9月）分の月額奨学金 学校宛送金* (注2)	各学校←JEES 【指定口座へ送金】
令和6年8月9日（金） ～令和6年9月9日（月） ※上記期間内にご提出ください。 最終〆切：令和6年9月9日（月）	令和6年度後期（令和6年10月～令和7年3月）の間に奨学金の支給を受ける奨学生がいる全ての学校	・令和6年度後期（令和6年10月～令和7年3月）分『JEES奨学金 支給申請書（様式1）』提出* (注2)	各学校→JEES 【Boxに提出】
令和6年10月7日（月）	令和6年度後期（令和6年10月～令和7年3月）の間に奨学金の支給を受ける奨学生がいる全ての学校	・令和6年度後期（令和6年10月～令和7年3月）分の月額奨学金 学校宛送金* (注2)	各学校←JEES 【指定口座へ送金】
令和7年4月末日	令和6年度中（令和6年4月～令和7年3月）に奨学金の支給を受けた奨学生がいる全ての学校	・令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）分『JEES奨学金 実績報告書（様式2）』提出* (注4)	各学校→JEES 【Boxに提出】

………
 支給に係る手続き

■B. 奨学生本人が作成（用意）する書類* (注5)

期日* (注1)	対象	内容	手続きの種類
令和6年4月末日	・令和5年度中に奨学金の支給を受けた全ての奨学生のうち、令和5年度末（すなわち令和6年3月）をもって受給を終了する者	・令和5年度分『JEES奨学金 学習状況報告書（様式3）』（日本語で作成）提出 ・令和5年度分『学業成績証明書』（データ）（日本語版）提出	各学校→JEES 【Boxに提出】
奨学金最終受給月の翌末日 (例) ・令和6年2月をもって受給終了 …令和6年3月末日までに提出	・令和5年度中に奨学金の支給を受けた全ての奨学生のうち、令和5年度の年度途中で（すなわち令和6年3月より前に）受給を終了する者	【注意】 ①『JEES奨学金 学習状況報告書（様式3）』を日本語で作成できない奨学生の分については、 学校担当者が作成した和訳を添付 してください。 ②令和5年度分の『学業成績証明書』が提出できない場合、 学校担当者が作成した『成績の理由書（任意様式）』を添付 してください。	

<p>令和7年4月末日</p>	<p>・令和6年度中に奨学金の支給を受けた全ての奨学生のうち、令和6年度末（すなわち令和7年3月）をもって受給を終了する者</p>	<p>・令和6年度分の『JEES奨学金 学習状況報告書（様式3）』（日本語で作成）提出 ・令和6年度分の『学業成績証明書』（データ）（日本語版）提出</p> <p>【注意】</p>	<p>各学校→JEES 【Boxに提出】</p>
<p>奨学金最終受給月の翌月末日</p> <p>（例）</p> <p>・令和6年9月をもって受給終了 …令和6年10月末日までに提出</p>	<p>・令和6年度中に奨学金の支給を受けた全ての学生のうち、令和6年度の年度途中で（すなわち令和7年3月より前に）受給を終了する者</p>	<p>①『JEES奨学金 学習状況報告書（様式3）』を日本語で作成できない奨学生の分については、学校担当者が作成した和訳を添付してください。</p> <p>②令和6年度分の『学業成績証明書』が提出できない場合、学校担当者が作成した『成績の理由書（任意様式）』を添付してください。</p>	<p>各学校→JEES 【Boxに提出】</p>
<p>応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月の翌月末（*）</p> <p>（*）右記【②提出期限に係る注意】を参照</p>	<p>奨学金の支給を受けた全ての奨学生</p>	<p>・『JEES奨学金 進路報告書（様式4）』提出</p> <p>【①作成上の注意】</p> <p>①退学や除籍等により学籍を離れる場合にも、必ず作成・提出してください。</p> <p>②日本語で作成すること。日本語で作成できない奨学生の分については、学校担当者が作成した和訳を添付してください。</p> <p>【②提出期限に係る注意】</p> <p>応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月と異なる時期に学籍を離れる場合には、以下の時期に提出してください。</p> <p>（ア）応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月より前に学籍を離れる場合（例：早期卒業、退学、除籍等） ：学籍を離れた年月の翌月末まで</p> <p>（イ）応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月より遅れて学籍を離れる場合（例：留年等） ：応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月の翌月末まで</p> <p>なお、「異動届」により支給期間を延長した奨学生の場合は、「異動届」に記載した「卒業（修了）予定年月」の翌月末日までに提出してください。</p>	<p>各学校→JEES 【Boxに提出】</p>

*（注1）本協会への提出物については全て「期日」欄に記載されている日付までにご提出ください。

*（注2）『JEES奨学金 支給申請書（様式1）』が期限までに提出されない場合や、申請内容に不備があった場合、送金はできません。本協会から各学校宛に送金の通知はいたしておりませんので、送金日以降、着金をご確認ください。

*（注3）令和5年度中に全く支給を受けなかった奨学生の分については作成不要です。

*（注4）令和6年度中に全く支給を受けなかった奨学生の分については作成不要です。

*（注5）奨学生が作成した書類は全て、学校ご担当者にてお取りまとめの上、本協会までご提出ください。

JEES日本語修学支援奨学金・JEES日本語教育普及奨学金

■A. 学校担当者が作成する書類

期日* (注1)	対象	内容	手続きの方法
令和6年4月末日	令和5年度中に奨学金の支給を受けた奨学生がいる全ての学校	・令和5年度（令和5年10月～令和6年3月）分『JEES奨学金 実績報告書（様式2）』提出* (注2)	各学校→JEES 【Boxに提出】

■B. 奨学生本人が作成（用意）する書類* (注3)

期日* (注1)	対象	内容	手続きの方法
令和6年4月末日	・令和5年度中に奨学金の支給を受けた全ての奨学生のうち、 令和5年度末（すなわち令和6年3月）をもって受給期間が終了する者	・令和5年度分『JEES奨学金 学習状況報告書（様式3）』（日本語で作成）提出 ・令和5年度分『学業成績証明書』（データ）（日本語版）提出 【注意】 ①『JEES奨学金 学習状況報告書（様式3）』を日本語で作成できない奨学生の分については、 学校担当者が作成した和訳を添付 してください。 ②令和5年度分学業成績証明書が提出できない場合、 学校担当者が作成した『成績の理由書（任意様式）』を添付 してください。	各学校→JEES 【Boxに提出】
奨学金最終受給月の翌月末日 (例) ・令和6年2月をもって受給終了 …令和6年3月末日までに提出	・令和5年度中に奨学金の支給を受けた全ての奨学生のうち、 令和5年度の年度途中で（すなわち令和6年3月より前に）受給を終了する者	・『JEES奨学金 進路報告書（様式4）』提出 【①作成上の注意】 ①退学や除籍等により学籍を離れる場合にも、必ず作成・提出してください。 ②日本語で作成すること。日本語で作成できない奨学生の分については、学校担当者が作成した 和訳を添付 してください。 【②提出期限に係る注意】 応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月と異なる時期に学籍を離れる場合には、以下の時期に提出してください。 （ア）応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月より前に学籍を離れる場合（例：早期卒業、退学、除籍等） ：学籍を離れた年月の翌月末まで （イ）応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月より遅れて学籍を離れる場合（例：留年等） ：応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月の翌月末まで なお、「異動届」により支給期間を延長した奨学生の場合は、「異動届」に記載した「卒業（修了）予定年月」の翌月末日までに提出してください。	各学校→JEES 【Boxに提出】
応募時の願書に記載した卒業・修了（予定）年月の翌月末日（*） （*）右記【②提出期限に係る注意】を参照	奨学金の支給を受けた全ての奨学生		

* (注1) 本協会への提出物については全て「期日」欄に記載されている日付までに本協会へご提出ください。

* (注2) 令和5年度中に全く支給を受けなかった奨学生の分については作成不要です。

* (注3) 奨学生が作成した書類は全て、学校ご担当者にてお取りまとめの上、本協会までご提出ください。

：支給終了後の報告に係る手続き